

分担金・拠出金の名称	南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)拠出金	平成28年度 予算額	10,478千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	南太平洋経済交流支援センター(SPEESC)				
国際機関の概要	・南太平洋フォーラム(SPF)(2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)へ改称)から、我が国政府に対し、日本と同フォーラム参加島嶼国との間の経済交流促進のため、経済交流支援センターの設立支援につき要請があったことを受け、1996年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム事務局が共同で本センターを設立。 ・本センターの主な業務は、太平洋島嶼国との間での貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を実施。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		本センターは、太平洋島嶼国の日本における窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、島嶼国の経済的自立を促すための事業(本邦における島嶼国物産の見本市や日本企業関係者などのミッション派遣、企業に対する各種助言等)を企画・実施。太平洋島嶼国との貿易・投資・観光促進を目的とする機関は本センターのみであり、国内外の政府・団体等に対する影響力は極めて大きい。太平洋島嶼国へのビジネスを展開する主体は政府にはアウトリーチが困難な中小企業であり、本センターはその長年の事業実施の蓄積や民間企業出身職員の知見を活用し、きめ細かく機動的に対応することで日本と島嶼国との間の経済関係の強化に貢献している。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		本センターの存在や活動は、我が国の国際場裡における外交政策の推進における島嶼国による支持の確保につながっていると、我が国への天然資源(漁業、PNGの天然ガス等)の安定供給の一助となっている。日本政府は理事会の構成員として本センターの事業計画、年次予算、年次報告などを承認する権限を有しており、本センターの運営に積極的に関与している。本センターは、我が国の意向を着実に反映して各種活動を実施してきている。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		設立協定第4条3項(2)(3)及び(9)により、日本政府及び太平洋諸島フォーラム(PIF)の代表により構成される理事会が、センターの年次事業計画並びにその収支に関する年次予算を承認。理事会は、所長の任命を行うとともに、本センターの財政規則、職員規則及び手続規則を採択。また、設立協定第5条5(2)及び(3)により、事務局は、毎月の収支決算書を作成して理事会に提出するとともに、独立の会計検査専門家を用いて毎年の会計検査を行い、その結果は理事会に報告されることを規定。日本政府は理事会への参画を通じて、事務局の組織及び財政に係るマネジメントの向上などに貢献できる体制となっている。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		現在、同センター事務局は3名で構成し、所長、次長、プロモーションコーディネーターのいずれも邦人職員を確保しており、引き続き同機関の活動を資金面及び人材面から支援する必要がある。平成22年度から拠出金据え置きにより勤務時間や業績に拘わらず給与を一定とせざるを得ない中で、所長ポストの公募により民間企業等経験者の人材の確保に努めている。現所長は、日本の商社でエネルギー分野を中心に約40年間の勤務経験があり、太平洋島嶼国とのビジネスに関与した経験を有する。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		以下の通り、PDCAサイクルを確保している。 ①計画段階(Plan): SPEESC所長がセンターの収入及び支出に関する年次予算案を作成し、日本政府と太平洋諸島センターの代表により構成される理事会に提出し、承認を得る。②実施段階(Do): 予算拠出。我が国政府は、毎月作成される収支計算書により適正な支出管理等が実施されていることを確認。③評価段階(Check): 本件拠出金の適正な支出・管理などに関し、毎年外部監査を実施。また、同会計検査の結果を理事会に報告。④フォローアップ段階(Act): 理事会において外部監査を経た会計報告書について、その用途の適正等について確認、意見交換等を行う。			
担当課・室名	アジア大洋州局 大洋州課				